

魚津市観光協会ホームページ有料バナー広告掲載規程

1. 目的

この規程は、魚津市観光協会（以下「当協会」）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする

2. 広告掲載の対象

魚津市観光協会ホームページ

3. 広告の掲載基準

掲載する広告は当協会会員または当協会会長が特に認めた事業所のもので、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、当協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

4. 広告の掲載位置、掲載数

当協会ホームページの掲載位置はトップページ上とし、ページ上の掲載位置及び掲載数は当協会が指定するものとする

5. 広告の規格

- (1) 天 地 55ピクセル
- (2) 左 右 200ピクセル
- (3) ファイル形式 GIFもしくはJPG形式
- (4) デザイン・色彩 動きや反転のないもので当協会ホームページのイメージを損なわないもの

6. 広告の掲載料

- (1) 3ヶ月掲載 9,000円
- (2) 6ヶ月掲載 18,000円
- (3) 12ヶ月掲載 33,000円

7. 広告の掲載期間

広告掲載期間は3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月単位とする

8. 広告の募集

広告の募集は、当協会ホームページ上により行うものとする

9. 広告掲載の申込み

広告掲載の申込みは、所定の申込み用紙を当協会会長に提出するものとする。
当協会窓口魚（魚津市釈迦堂1-12-18魚津会議所ビル4階）

10. 広告主の責務

- (1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う
- (2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない

11. 広告掲載の決定及び広告原稿の提出

当協会会長は、広告掲載の申込みがあったときは、その可否を決定し申込者へ通知するものとする、また、申込者から提出された広告原稿の内容を審査し、その可否を申込者へ通知するものとする

12. 広告料の納付

広告主は広告掲載日の10日前までに、一括して納付するものとする

13. 当協会会長は、次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことができる

- (1) 指定された期日までに広告料が納付されなかった場合
- (2) 指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合
- (3) 広告掲載基準の条件を満たさなくなった場合

14. 広告掲載料の返金

当協会会長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を返金するものとする

15. その他

この要綱に定めのない事項は、当協会会長において別に定めるものとする

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。